第14回規制改革会議議事録

- 1. 日時:平成25年8月22日(木)14:05~16:10
- 2. 場所:総理大臣官邸2階小ホール
- 3. 出席者:
 - (委員) 岡素之(座長)、大田弘子(座長代理)、安念潤司、林いづみ、金丸恭文、 松村敏弘、森下竜一、翁百合、大崎貞和、佐久間総一郎、佐々木かをり、 滝久雄、鶴光太郎、浦野光人

(専門委員) 北村歩、本間正義、渡邉美衡

(政 府)安倍内閣総理大臣、稲田内閣府特命担当大臣(規制改革)、加藤内閣官房副 長官、世耕内閣官房副長官、杉田内閣官房副長官、寺田内閣府副大臣

(農林水産省) 奥原経営局長、渡邊経営局農地政策課長

(事務局) 滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、舘規制改革推進室次長、 中原参事官、大熊参事官

4. 議題:

(開会)

- 1. 当面の最優先案件について
- 2. 農林水産省からのヒアリング
- 4. 「規制改革ホットライン」について
- 5. ワーキング・グループ等の進め方について

(閉会)

5. 議事概要:

- ○岡議長 定刻でございます。それでは、第14回規制改革会議を開会いたします。 本日は、甘利大臣は公務の関係で御欠席です。また、長谷川委員が御欠席でございます。 初めに、安倍総理から御挨拶をいただきます。
- ○安倍内閣総理大臣 去る6月、130項目にわたる規制改革事項を取りまとめていただきました。改めて感謝申し上げたいと思います。しかし、この答申はゴールではなくまさにスタート、始まりであります。

安倍政権の規制改革に終わりはありません。成長を阻む規制・障害に対して大胆果敢に切り込み、取り除いていかなければなりません。

とりわけ、多様な担い手に農地の集積を促進して競争力を高めるなど、「強い農業」を作り上げるための規制改革、そして、社会福祉法人、株式会社、NPOなど多様な主体が介護・保育などの社会福祉サービスの質を高めあう環境を整えていくこと、最新の医療技術を一

気に普及するため、利用者の立場に立って、保険診療と保険外診療とを併用しやすくするよう、その範囲を拡大すること、といったテーマに重点をおいて、速やかに方針を取りまとめていただきたいと思います。また、これら以外にも経済再生に資する課題については、次々に着手して実現していっていただきたいと思います。大切なことは、まさに結果を出していくことでありまして、皆様に議論していただいたことを、私達がしっかりと行政・政治の場で実行していくことが求められていると思います。

先般の参議院選挙におきまして、我々与党は参議院において過半数を獲得することが出来たわけでございます。まさにこの政治的な資産を国民生活の向上・経済の成長に結び付けていきたい。政治の安定を、力強い成長につなげていきたいと思います。規制改革会議においても、骨太な審議をよろしくお願いしたいと思います。

○岡議長 ありがとうございました。

安倍総理は、公務のためにここで御退席になります。

○安倍内閣総理大臣 どうぞひとつよろしくお願いいたします。

(安倍内閣総理大臣退室)

○岡議長 報道関係の方は、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

- ○岡議長 続きまして、稲田大臣から御挨拶をいただきます。
- ○稲田大臣 本日は、冒頭、安倍総理の御出席もいただきまして、いよいよ本格的な規制 改革が始まります。担当大臣としても身の引き締まる思いですし、また前回も申し上げま したように、この規制改革会議は岡議長、大田議長代理を始め、本当に委員の皆様方がチ ームワークよく精力的に取り組んでいただいて、非常に大きな成果を上げていると思いま す。その成果をフォローアップするとともに、本日最優先課題もお決めいただいて、そし てその決定した案件についてスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

本日は、農業についてのヒアリング、健康・医療ワーキング・グループからの報告と、 精力的な審議が開始されます。委員の先生方におかれましては、自由闊達な忌憚のない御 意見をお願いしたいと思います。

また、規制改革ホットラインについても報告がございます。これも、新たに設置された ホットライン対策チームを中心にきめ細かい対応をお願いしたいと思います。

先ほど総理も、政治の安定を成長にということをおっしゃいました。政治のリーダーシップを発揮し、また委員の皆様方を初め関係者がチームワークを発揮して着実に結果を出していくということで頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡議長 ありがとうございました。

それでは、ここから議事に入ります。議題1は、当面の最優先案件につきまして、前回の会議で御審議いただきましたときの御意見も踏まえ、今日改めて提示させていただきます。

事務局から説明をお願いします。

○中原参事官 それでは、資料1の「当面の最優先案件について(案)」というペーパー を御覧いただければと存じます。

前回頂戴いたしました御意見を踏まえまして、「2.介護・保育事業等における経営主体間のイコールフッティングの確立」につきまして、「社会福祉法人・株式会社・NPOが同じ土俵でサービスの質を競い合う」というのを「高め合い、提供する」という修正を加えさせていただいております。

それから、3番目の「農地関連規制の見直し」につきまして、「創設など」と書いてある点につきまして、これを「及び関連事項について」という修正を加えまして、最後の「提言を行うとする」というのは全体の平仄をそろえた技術的な文言修正でございます。以上でございます。

○岡議長 本件につきまして御意見ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、今期の当面の最優先案件は、資料1のとおり、この3件でスタートしたいと 思います。

それでは、次に議題2に入ります。農林水産省からのヒアリングに入る前に、前回一任いただきました農業分野の専門委員につきまして事務局から紹介させていただきます。

○中原参事官 お手元に配付させていただいております資料の最後のペーパーの「参考」と書いてございます「専門委員名簿」という資料をお開きいただければと存じます。

農業ワーキング・グループにつきましては、その一番下に記載をさせていただいておりますとおり、5名の専門委員の方に御就任を賜ったところでございます。以上でございます。

○岡議長 ありがとうございました。この5名の専門委員の中から、本日、北村専門委員、本間専門委員、渡邉専門委員に御参加いただいていることを御紹介しておきます。

それでは、農林水産省から御説明をお願いいたします。

○農林水産省(奥原局長) 農林水産省経営局長の奥原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に資料が2種類配られているかと思いますが、資料2でございます。 これは中身が2つございますが、まず検討状況というものが途中までございまして、そ の後のところにデータ集が入ってございます。ページでいいますと、9ページの後のとこ ろから「農地集積・集約化等について」という横長のデータが入ってございますので、ま ずこちらの方から御説明をさせていただきたいと思います。

まず1ページを御覧いただきますと、ここは農地の権利移動の状況でございます。これまで昭和45年から毎年どのくらい農地が移動してきたかということを年別に書いてございますが、下の方の緑のところが所有権の移転、赤い方が賃借権、利用権の設定で動いている部分でございます。これも、平成10年くらいから相当な面積が動くようになってきているという状況がございます。

この結果として、次の2ページのところはストックで見ておりますけれども、平成22年の段階での農地の面積が全部で459万ヘクタールでございます。この中で黄色い部分、226万ヘクタールはいわゆる担い手という方、これは法人経営であったり、大規模な家族経営であったりいたしますが、こういう方が利用している面積が226万ヘクタール、シェアで見ますと折れ線グラフの方ですけれども、平成22年は49.1パーセントということになっております。このシェアがどんどん増えてきて現在は5割程度ということで、これを今後10年間で8割のところまで拡大をしていきたいと考えているわけでございます。

1 枚飛ばしていただきまして、4ページを御覧いただきたいと思います。ここは、農地 を流動化させるときに誰に農地を集めていくのかということでございます。

1つは、この担い手としては家族経営体がございますが、左下のところに表がございますけれども、家族経営の数自体はどんどん減っております。この中で規模の大きいところはだんだん増えてきておりまして、左側の①のグラフを見ていただきますと、5へクタール以上の農家の数が今は9万戸ということでだんだん増えております。その方々のシェアが右側でございますが、5へクタール以上のシェアが45パーセントという状況に現在なっております。

1 枚おめくりいただきまして、5ページは担い手の2つ目として法人経営でございます。 ①のグラフを見ていただきますと、この法人経営の数はこの10年間で2倍になっておりまして、現在1万2,511ということになっております。この経営の中身から見ましても、成長力の観点からいいましても、法人経営を伸ばしていくことが非常に重要でございまして、今後10年間で法人の数を約4倍に増やして5万法人にしたいと我々は思っております。

この法人につきましては次の6ページを見ていただきますと、売上高が1億円を超えているところが法人の中の24パーセント、それから経営の多角化にも相当取り組んでおりますし、7ページを見ていただきますとこの法人が雇っている雇用者の数、一番右側の③でございますが、常勤と非常勤を合わせまして大体14万人弱、これだけ雇っておりますので、この方々に賃金が地域に落ちているという形になっております。

それから、8ページは農地を集積する担い手の3つ目として一般企業の農業の参入でございます。これにつきましては、平成21年の農地法の改正によりまして、リース方式であれば全面的に参入が自由化されるというところまで現在きております。左側の参入の自由化のところの括弧を見ていただきますと、リース契約ということであれば所有とは違っておりますので、仮に借りている方がきちんと農業をしないで耕作放棄地になっているような場合には、この契約を解除してきちんと原状回復することができるということ。

それからもう一つは、北海道はちょっと別なのですけれども、農地の価格が都府県におきましては非常に高くて収益価格の4倍程度の価格になっております。そういうことで、買ってしまいますとなかなか経営的に投資の回収もできないということもございまして、リース方式での全面自由化を行ったということでございます。

右側の実績を見ていただきますと、この法改正を21年にしまして、その後の3年間で

1,071の法人がこのリース方式で農業に参入をしております。この法改正の以前は特区で対応しておりましたので、その時と比べますと参入のペースは約5倍に上がっているということでございまして、これからさらにペースを上げて企業の方に参入していただきたいと思っております。

それから、下の方は所有方式です。こちらの方は、21年に改正はいたしましたけれども、 まだ制限はございまして、加工業者等について出資は全体の出資総額の2分の1未満まで という条件が現在ついております。

ただ、実際にはこの2分の1のところまでいっているケースは非常に少なくて、これが 張りついている状況には現在なっていないということでございます。

飛ばしていただきまして、10ページを御覧いただきたいと思います。10ページは、農地の流動化がなかなか進まない理由はどこにあるのかということを県別にアンケート調査で調べたものでございます。これを見ていただきますと、県別にかなり数字が違っております。右下の全国計で見ると「出し手が不足」というところと「受け手が不足」というところの数字が同じでございますけれども、県別に見ますと出し手が不足する方が圧倒的に多いところ、逆に受け手が足らないという方が圧倒的に多いところ、県によって相当状況の差がございます。

それから、右下の全国計で見ていただきますと、一番数字が大きいのは「面的集積が困難」の部分の数字が29パーセントということになっております。これは、農地が出てきたときにこの受け手は一応いることはいるのですけれども、その方が今やっている圃場と余りに離れているといったことで受けてもなかなか経営的に成り立たないということで引き受けられない。こういうケースが結構ございます。

こういった場合に、隣の農業者と農地の利用権を交換するとか、そういう工夫をいろいろして再編成をすればその辺は使えるようになりますので、今回の農地の中間的な受け皿を使ってそういうことがうまくできるようにしたいと考えております。

それから、11ページは今のことを踏まえまして、現在この農地の出し手、それから受け 手の方に対して助成措置をいろいろ付けております。出し手の方に対しては農地の集積協 力金というもの、それから受け手の方は規模拡大の交付金というものを出しておりまして、 こういったものを使って農地の流動化を現在促進しているということでございます。

それから、12ページを御覧いただきますと、この流動化のための組織でございます。まず、左側から見ていただきますと「農業委員会」がございます。これは市町村の独立行政委員会ということで昭和26年からできておりますけれども、農地の権利移動のときの許認可、こういったものもやっておりますが、それとともに農地の出物が出たときにそれをあっせんするといったこともやっておりまして、これは各市町村にございますが、利用調整の実績を見ていただきますと、平成23年で12万6,000ヘクタールとなっております。ただ、この数字には賃貸借契約の期限が切れたときの再設定も含んでおりまして、これが2分の1から3分の1程度あるのではないかと思われますので、新たに移動した部分については

この数字を割り引いて考える必要はございます。

それから、真ん中の「農地利用集積円滑化団体」、これは平成21年の農地法改正で新たに作りました組織でございます。農地を自分が人に貸したいときになかなか受け手が見つからない場合、この貸し手の代理人として円滑化団体に頼んで受け手を探していただき契約を結んでいただく。こういう組織を市町村段階に整備をしております。

実績を見ていただきますと、22年、23年と数字は上がってきておりますけれども、さらにペースを上げていくということを考えますと、これだけではなかなか難しい。特に、この場合には受け手が実際に見つかりませんと契約の締結に至りませんので、そういった意味では農地の中間的な受け皿があるとこれが効果を持つということになってまいります。

一番右側でございますけれども、「農地保有合理化法人」、これは農地の中間的な受け 皿としてかなり古いのですが、昭和45年に整備をされているものでございます。実際には 県の公社ということで47件ございますが、この実績は非常に低調になっております。ここは後でまた申し上げますけれども、この合理化法人は基本的には売買で土地を動かす。自分がどこからか買って誰かに売り渡す。この方式で農地を動かそうとしてきたわけでございますが、この売買の方式にはいろいろ限界もございまして、数字は非常に低調にとどまっています。今回は、この合理化法人のところを抜本的に改組をして農地の中間管理機構に切りかえて、ここが本当に動くような仕掛けをきちんと作りたいということで検討しているところでございます。

飛ばしていただきまして、14ページを御覧いただきたいと思います。14ページは人・農地プランといっておりますが、農地の流動化につきましては法律を作ったからすぐに土地が動くということにはなかなかなりません。やはり予算措置も必要ですし、地域での話し合い、出し手、受け手の話し合い、こういったものがどうしても不可欠でございまして、これまでのケースを見ておりましても流動化の成功事例はやはり現場での話し合いがきちんと行われているということに一つのポイントがあると思っております。その意味で、この地域で人と農地の問題を徹底して話し合っていただくという意味の人・農地プランというものを昨年度、平成24年度から始めております。

1のところに書いてございますが、それぞれの地域ごとに農家の方々に徹底して話し合っていただいて、決めることはそこの二重丸でございますが、今後その地域でもって中心となる経営体が一体どこなのか。これは個人経営であったり、法人経営であったり、場合によっては企業であったりいたしますが、これを固有名詞でもって皆さんの共通認識を作っていただく。

それから、2つ目ですけれども、この中心となる経営体に対してどうやって農地を集めていくのかということもきちんと話し合っていただく。例えば、高齢の方が今は自分の体が動くので耕作をしているけれども、動かなくなったらこの人に預けるのだというようなことをあらかじめきちんと合意していただく。こういったプロセスを現在進めているところでございます。

この話し合いをいたしますと、結局はその地域で担い手という人が少ないのだということもだんだん分かってまいりまして、その場合には当然外部から農地に入っていただくことも考えざるを得ないということになってまいります。

それから、2つ目です。人・農地プランについてはいろいろなメリットをつけて話し合いを促進しておりまして、このプランの中にきちんと位置付けられますと新規就農された若い方について給付金が出るとか、農地の出し手に対して農地集積協力金が出るとか、この中心経営体につきまして融資を受けるときに5年間無利子になるとか、いろいろなメリットをつけてこのプランの話し合いを誘導しているということでございます。

3つ目として、この人・農地プランは一度作っておしまいになりませんので随時、特に 毎年1回は必ず話し合いをしていただいて、よりよいものに変えていただくというプロセ スを繰り返していきたいと考えております。

15ページは、この人・農地プランが今どこまで進んでいるかということでございます。 左側のところを見ていただきますと、まず全国計で人・農地プランを作成しようとしている市町村の数は全部で1,573ございます。この中で右側の方ですが、人・農地プランの作成に至っている市町村、これは市町村の中の区域を分けることができますので、1か所でもできていれば1とカウントしておりますが、できているところが1,331、85パーセントでは1か所は少なくともプランができている。

それで、下の方はこれを実際に作るエリアの数で見ております。作ろうとしているエリアが全部で1万6,400ございますが、この中で現在プランの作成にまで至っているところが7,979で48パーセントという状況でございます。

昨年からこの人・農地プランの進行状況につきまして各県、あるいは各県の農業者の方々といろいろ意見交換をしておりますが、その中でやはり話し合いをするときに農地の中間的な受け皿のようなものがあると、非常に話し合いも流動化も進みやすいという声がいろいろ出ております。

特に具体的には、AさんからBさんに直接はなかなか人間関係もあって貸したくないけれども、公的なセクターが間に入ればそこは貸すことができるのだとか、あるいは担い手が農地をまとまって使えるようにするために利用権を相互に交換する。このプロセスを円滑にするために、まずは中間受け皿が借りて、そこを転貸の形でもって再編成するといったことができないか。あるいは、基盤整備をやる必要があるのですけれども、消費者の方が負担したくないと思っているようなときに受け皿があればそこが進みやすい。こういったことがいろいろ言われておりまして、この話の中から中間受け皿が今回構想されているということでございます。

それから、16ページを御覧いただきますと、これは農地の基本台帳でございます。これまでも、農業委員会におきまして農地の基本台帳というものを作っていただいております。これは農地の地目ごと、地番ごとに、誰が所有者で、誰が借りていて、それで賃借権が今どうなっているか、期間がどうなっているか。こういったことを台帳にきちんと整理をし

ております。全ての農業委員会でこの台帳はできておりまして、真ん中を見ていただきますと、それをコンピューターに入れてきちんと管理をしているところが9割でございます。 それからさらに右側にいきますと、4割の農業委員会ではこれが電子地図まで落とせる状況になっておりまして、この電子地図までできますといろいろなことができるようになります。

特に17ページを御覧いただきますと、ちょっと色が見にくいかもしれませんが、Aさん、Bさん、Cさん、それぞれが使っている農地がどこにあるかということが色分けで出てまいります。これを見れば、例えば20ヘクタール持っていてもその圃場の数は40枚、50枚に分かれている。しかも、分散をしている。それで、AさんとBさんが利用権を入れかえればそこはまとまって使えるとか、いろいろなことが見えてまいりますので、先ほどの地域における人・農地プランの話し合いもこういう電子地図があれば非常に円滑に進むということになります。そういう意味では、この地図の整備というものも非常に重要な課題になってまいります。

それから、ちょっと飛ばしまして20ページを御覧いただきたいと思います。ここからは、 耕作放棄地の問題でございます。農地全体の中で耕作放棄地のボリュームはそれほど大き いわけではありませんが、これも重要な問題でございまして、まず左側から見ていただき ますと現在の耕作放棄地、これは主観ベースで、要するに農村に住んでいる方々に、あな たが持っている耕作放棄地はどのくらいですかと聞きますと、現在は39万6,000ヘクタール ございます。

しかし、この中には単に作付けをしていないところも入っておりますので、実態は右側の客観ベースの方だと我々は思っておりますが、右側の方は市町村・農業委員会が毎年きちんと調べている客観的な面積でございます。23年の数字を見ていただきますと、荒廃農地とこちらは呼んでおりますが、27万8,000~クタール、この中が2つに分かれておりまして、再生利用ができるところが14万8,000、それから木が相当生えていて再生利用が困難だというところが13万~クタールという感じでございます。

この再生できないところは、この際きちんとけじめをつけて非農地にしてしまう。それから、再生できる14万8,000~クタールの方についてはきちんと再生をして担い手が使える形に持っていく。こういうことをきちんと進めたいと考えております。

21ページでございますが、これは耕作放棄地の対策につきまして平成21年に農地法を改正してかなり対策は整備をしております。左側から見ていただきますと、毎年1回、農地の利用状況を調査してどこが耕作放棄地かということを確認する。1年以上使っていなかったところをそういうふうに認定をいたしますが、確認をして、耕作放棄地の所有者に対しては指導をする。自分で耕すか、人に貸すか、どちらかにしてくれ。それで、言うことをきかない場合には通知文書がいって、駄目ならば勧告があって協議があって調停があって、最後は都道府県知事の裁定で強制的に利用権が設定されるというプロセスになっておりますが、非常に段階が多過ぎて時間がかかるということがございますので、この点をさ

らに中間受け皿も使って制度を改善したいと考えております。

22ページですけれども、この指導をするというときに実は指導に着手できていないものが結構ございます。その理由がどこにあるかということですが、左側の(2)のアのところを見ていただきますと、所有者が分からないというケースが特に相続を繰り返すことによってかなり発生しておりまして、誰が所有者か分からない。分かっても住所が分からない。そのために指導ができないというケースがございます。

それから、イの方ですけれども、2つ目のところで、特に指導をしても結局受け手が見つからないので指導がうまくできないというケースもあります。こういったことを考えますと、やはりきちんとまず受けていただくところがないと耕作放棄地がそのままになってしまうということでございます。

それから、ちょっと飛ばしていただきまして24ページを御覧いただきたいと思います。 農地を流動化させるときに、最終的な受け手であります担い手をきちんと増やしておく、 受ける能力を持たせるようにしておくということは非常に重要でございますので、特に法 人経営ですとか大規模な家族経営の育成をさらに図っていかなければいけません。従来からこういう大きい担い手につきましては、融資ですとか出資の制度、こういったものを中心に進めてきておりまして、法人の数がこの10年間で2倍に増えたのはこういった効果もあるかと思いますけれども、こういったものについてはさらに充実を図って進めていきたいと思っております。

ちなみに、この公庫の低利資金につきましては企業で参入されるところも利用すること が当然できる制度になってございます。

次の25ページでございますけれども、これも土地を受けていただく担い手の問題として、 現在の農業従事者の年齢構成を見てみますと非常に高齢化が進んでおりまして、真ん中の 棒グラフのところですが、65歳以上の方が60パーセント、それから40代以下の比較的若い 方が10パーセントという状況で、これでは時間が経ちますと本当に日本の農業を支えられ るかどうかということになってまいります。

そこで26ページですけれども、この若い方を増やしていくということで右側ですが、現 状は若い方で毎年農業に参入されて定着されるのが1万人ですけれども、これを2万人程 度まで増やすということで青年就農支援の給付金ですとか、法人が若い方を雇う場合の農 の雇用事業ですとか、こういうものを推進して若い方に入っていただくような措置を講じ ているところでございます。

それから、28ページでございます。今回この農業の構造改革を相当強力に進めたいと思っておりますけれども、そのときの一つのポイントとして考えておりますのは「農業界と経済界の連携・協力」ということでございます。対立構造になりますと結局うまくいきませんで、現場も動かなくなってしまいますので、この2つが対立せずにきちんと連携・協力してやっていくように進めていくことが非常に大事だと思っております。

特に企業の農業参入につきましても、リース方式につきましては現場でも抵抗感は全く

なくなっておりますので、これを積極的に活用し、それから中間機構もうまく使ってリースでの企業の参入をさらに進めていきたいと思っております。

さらに、農業のコストを下げていくということを考えますと、先端的なモデル農業を作るために農業界と経済界が連携をする。例えば、ICTを使ってもっと効率的な生産体制をきちんと作る。こういったことを含めまして、農業界と経済界の連携を強めていくことが必要だと思っております。

それから、農業経営者の教育につきましては農業界と食品産業と協力をして教育機関が 既にできておりますので、こういった取組をさらに加速をしていきたいと考えております。 以上が、背景でございます。その上で元へ戻っていただきますが、「農地中間管理機構 の検討状況」でございます。

最初の1ページについておりますのは、5月30日に御説明させていただきましたイメージ図でございます。この農地の中間管理機構、出し手から一旦借りていろいろ基盤整備もやった上で農地の集約化に配慮して右側の受け手に貸していく。この受け手としては当然、法人経営、大規模な家族経営、企業も入りますし、新規就農者も入ります。こういった方にリースの形で貸すことによって農地の集積と、それから集約化を図ってコストを下げる。こういうことが1つございます。

それから、下の方は「耕作放棄地対策の強化」、これもこの中間管理機構を使ってさらに改善をする。これが5月30日に御説明した中身でございます。

2ページのところには、この農地の集約化のイメージを載せてございます。左側が現状でこんな形ということでございますが、例えば黄色いところを見ていただきますと、企業で20ヘクタールやっていても農地は細切れで分散している。これをできれば右側のような形で、Cのところみたいにまとまった面積が利用できるようになれば生産効率は相当上がりますので、一遍にこうなるというわけではありませんけれども、10年かけて徐々に右側の形に近づけていく。こういうことを、この中間管理機構を通じてやっていきたいと考えております。

その上で、次のページからがこの中間管理機構の制度設計の考え方でございます。 5月以来、農業者の方々、参入されている企業の方々、あるいは県の方々と意見交換もしながらこの制度設計を進めてきておりまして、秋の臨時国会に法律を出せるように政府部内での調整を現在進めております。まだ最終的に固まっているわけではありませんので、細かい点は詰まっていないところもございますが、現在の概略は次のようなものでございます。まず1点目、「農地中間管理機構の指定」でございますけれども、どこにこの機構を設

まず1点目、「農地中間管理機構の指定」でございますけれども、どこにこの機構を設けるかということでございます。

まず(1)で、先ほど人・農地プランを見ていただきましたけれども、あれは市町村ごとにプランを作るのですが、あれがうまくいっているところは県がきちんと旗を振って積極的に関与しているところでございます。そういった意味で、県のコントロールは非常に重要だと思っておりますので、県のコントロールのもとで構造改革やコストの引き下げを

適切に推進するという観点で、この機構につきましては都道府県段階に設置をするという 方向で考えております。

括弧に書いてございますが、県知事が都道府県に1つの第三セクターを指定するということで、どういうところを指定するかといいますと、農地の所有者と実際に耕作をする経営者の間にこの中間管理機構が介在をして農地の再配分をやる。それによりまして、担い手の規模の拡大、農地への集約化を図る。こういったことをやる法人を1つ指定するという考え方でございます。

それから(2)でございますが、県に1つこの機構を置きますけれども、具体的な実務をこの県の機構が全てできるわけではございませんで、現場としては市町村の役割が非常に大きいと思っておりますので、実務は機構から市町村への業務委託によって市町村を中心に動かすということを基本にしたいということで考えております。

それから、2番が「事業」でございますけれども、この中間的な受け皿としての機能を発揮するという観点で、まずは①の農地を借り受けて貸し付ける。これを基本にして仕事を進めるということと、②では借りている農地についての管理をきちんとやる。それから③で、その借りている農地につきまして土地改良その他の条件整備ができる。特に典型的には、区画を大きくしてその生産性を高めて担い手が使いやすい効率のいい形にした上で貸すということもありますので、この条件整備を機構ができる形にしたいと思っております。

それから、3つ目が「農地の借入れ」でございますけれども、この農地の借り入れにつきまして今度は農地利用の集約化を図る。要するに、担い手がまとまった面積を使えるという形にしたいと思っておりますので、点としての農地ではなくて面としての農地をうまく利用再編成して転貸するということが必要になります。そういう意味では、広い土地を借りるということが必要になってまいりますが、一方で中間管理機構のところに使えない農地がどんどんたまっていって財政負担だけがかかるということは好ましくございません。この2つの目的を達成できるように、借り入れのルールをきちんと作りたいと考えております。

まず①でございますけれども、先ほど申し上げました地域で話し合っていただいて人・ 農地プランを作っているところ、これは今後の農地の流動化の展望がある程度できている ところでございますので、こういった地域の農地を中心に機構が借り入れることにしたい と思っております。

それから②でございますが、通常は所有者の方から借りてくれという申し出があって借りるというパターンが普通だと思いますが、場合によっては機構の方から貸してくれということもできます。例えば、A、B、Cと土地が並んでいるときに、この両端のAとCを中間管理機構が既に借りていて、Bも借りることができればまとまった区画にして大区画にして貸すこともできるというような場合、Bについて管理機構の方から申し入れをすることができる。こういったイメージでございます。

③といたしまして、特に耕作放棄地につきましては農地として使えない。木が相当生えているというところもございますので、こういったところについては申し込みがあっても借り入れは行わない。

それから、一旦借りましてもその後、数年経っても農地の引き受け手が出てこないというケースは、その後、農地として使う見通しがたちませんので、これについても賃貸借契約は解除して元の所有者に戻す。これによって、滞留を防止することができる仕掛けを作ろうと考えております。

次の4ページでございますが、4番目が農地の貸付けでございます。この貸付けにつきましてはこれが公正・適正に行われるということが非常に重要でございますので、そういったルールをきちんと法律の中に定めたいと考えております。

まず①でございますが、この管理機構が貸付けに当たって農地の利用の効率化とか高度 化に配慮しながら公正・適正にやらなければいけないということは、まずきちんと法律の 中に書きます。

その上で②でございますが、具体的な対策として、中間管理機構はその受け手をある程度知っておかなければいけませんので、まずアとして地方公共団体、具体的には市町村でございますが、市町村が決めている認定農家、それから先ほどの市町村が最終的に作成する人・農地プラン、この中に出てくる中心経営体、これが具体的に誰であるかという情報をきちんと市町村から中間管理機構が集めます。

それから、イといたしまして、それ以外に農地を借りたいという方もいろいろいらっしゃいます。これは企業だったり、若い新規参入者だったりいたしますけれども、そういった方々を公募するということにして、ウとして市町村から集めた情報、あるいは公募して出てきた方々、この情報をきちんと整理をして公表してガラス張りの形にしたいと考えております。

こういった受け手のリストをもとにしながら、具体的な農地についてどなたに貸していくかという貸付先を公正に決めていく形にしたいと考えております。

それから、(2)でございますけれども、この貸付けの手続をできるだけ簡素・合理的なものにしていく必要があると思っておりまして、一筆ごとに権利移動の許可をするようなことをやりますと時間も相当かかりますので、できるだけ短時間でできる形にしたいと思っております。

そこで①でございますけれども、中間管理機構は貸付けをしようとするときに一筆ごとではなくてある程度地域がまとまった形にして農地の利用配分計画を決める。その地域のこの部分はAさんに貸す、この部分はBさんに貸すといったことを計画の中に全部書きまして、この計画を公告することによって自動的に利用権が設定をされるという方式をとりたいと思っております。これをやる場合には、個々の農地について、農地の権利移動についての農地法3条の許可は要らないという形で合理化を図りたいと考えております。

それから、5番が「運営委員会」でございます。この機構全体の運営が公正・適正に行

われることが必要でございますので、通常の役員とは別に個々に運営委員会を置いたらどうかと考えておりまして、重要事項、例えばいろいろなルールを作る。規程ですとか毎年の予算、あるいは毎年の事業計画、それから先ほど上にありました農地の利用配分計画、こういったものについては最終的にこの委員会にかけてその議決を経るという形にしたらどうかと考えております。

②が、この運営委員会のメンバー構成でございます。ここは、やはり地域の農業のリーダーになるような方がきちんと見るということ、それから客観的に第三者の方が見るといったことが必要でございますので、例えば認定農家の方ですとか、それから人・農地プランで位置付けられた中心経営体の方、これもパターンが法人経営であったり、家族経営であったり、企業であったりいたしますので、このパターンごとに何名か入っていただくといったイメージですね。それと、第三者の方に入っていただいて、こういったイメージの委員会を作りたいと考えているところでございます。

それから、次の5ページでございますが、6番として「事業の委託」でございます。今度の中間管理機構の仕事は、地域の農業の関係者も総力を挙げて成果を上げていきたいと思っておりますので、いろいろなところの力を使えるような仕組みを作りたいということで、市町村等への委託ができるようにしたいと思っております。市町村だけではなくて、企業でもどこでも能力があれば委託料を払って委託をするということになると思いますが、これができる仕掛けを作りたいということです。

そこで、まず①でございますけれども、機構は知事の認可を受けて事業の一部を他の人に委託できる。当然、市町村にも委託できるということになります。それから、多くの市町村は委託を受けることになると思いますが、委託を受けた市町村についてはさらにその一部を再委託もできることにして、関係者の総力を挙げられる体制を作ろうということでございます。

それから、7番が「協力体制」でございまして、地域の農業の関係の組織はいろいろございます。農協であったり、土地改良区であったり、いろいろなものがございますので、これが皆、協力をしてやっていける体制を作りたいと思っております。

それから、次の6ページでございます。「その他関連事項」といたしまして、今回整備をする法律の中にはいろいろなものを入れていきたいと思っておりますが、まず「人・農地プランの法律への位置付け」でございます。現在はこの地域での話し合いの人・農地プランは通達に基づいてやっておりますけれども、この際、法律の中にきちんと位置付けた方がやりやすいと思いますので、これを位置付けるということで、まず①ですが、市町村は農家の方々の協議の場を設けて、その結果を整理して公表する。この中で誰が将来の担い手なのかということをコンセンサスにしていただいて、そこにどうやって土地を集めるのか。それから、これからは中間管理機構ができますので、この中間管理機構をその際にどう使うのかという話も出てまいります。こういったことをきちんと議論していただいて整理をして公表する。

②は、この協議を進めるときには幅広い農家の参加を得るということで、既に入ってお られる企業の方も含めてこの話し合いが円滑に進むようにしたいと思っております。

それから、③といたしまして、人・農地プランは定期的に、または随時に見直しをしていただく。最低でも年に1回は見直しをして、よりよいものに変えていただく。こういうことを盛り込みたいと考えております。

それから、(2)が遊休農地対策でございます。平成21年の農地法改正でかなり整備は されておりますが、今回中間管理機構もできますので、これを使ってさらにこの耕作放棄 地の発生防止なり解消が進められるようにしたいと思っております。

それで、まず①です。今でも農業委員会は耕作放棄地があるときには所有者に指導をいたしますけれども、今回は耕作放棄地の予備軍のところから指導ができるようにしたいと思っておりまして、例えば高齢の方が今、耕作をしていて、この方が亡くなったというときには放っておきますと確実に耕作放棄地になりますので、そこから指導ができるという形にしたい。

それからもう一つは、従来は指導するときに抽象的に自分で耕すか、人に貸すか、どちらかにしてくださいと言っておりますが、もっと明確に書面で意思の確認をするというプロセスに変えたいと思っております。選択肢を書いた書面をお渡しして、どれにするか丸をつけていただいて名前を書いて返していただく。特にこの選択肢のトップには、せっかく中間管理機構ができますので、中間管理機構に貸すというものを書いておけば、多くの方はここに貸すというところを選択されると思いますので、これによって中間管理機構への貸付けを促す仕組みを作りたいと考えております。

それから②でございますが、現在でも最終的には知事の裁定で要件を設定するというところまで持っていけるプロセスがございますけれども、ここに至るまで5段階、6段階、現在ございます。これをできるだけ短縮をして、簡素にできるようにしたいということでございます。

それから、③でございます。この耕作放棄地の所有者あるいはその方の住所が分からないときには、公告制度が今でもあるのですけれども、非常に使い勝手が悪いものになっておりますので、これを使いやすいように制度の改善を図りたいということでございます。

それから、次の7ページを御覧いただきますと農地の台帳の方でございますけれども、 先ほど申し上げました電子地図で示すことまでできますと地域での話し合いが非常にスム ーズに進むようになります。そういうことで、①に書いてございますように農地の台帳、 それからこれを地図に落としたもの、これを電子化して磁気ディスクでもって作って公表 するというところまで法律の中にきちんと位置付けたいと考えております。土地について は登記は対抗要件にすぎませんので、登記は必ずしも正確に実態を反映していないことが 多いわけですけれども、今度のこの台帳につきましてはいろいろな情報を全て整理するこ とによって、登記よりもさらに正確なものを公表して皆が使えるという形を目指したいと 考えているところでございます。 次の8ページを御覧いただきますと、今度の中間管理機構は従来あった中間受け皿の農地保有合理化法人とは一体どこが違うのか。従来のものは余りワークしなかったわけですが、これが今度はどうやってワークするのかということを整理したものでございます。

左側から見ていただきますと、現在の合理化法人は昭和45年にできておりまして、流動 化の手法としては売買を原則に考えております。

売買を原則にしている結果、真ん中の問題点のところですけれども、農地の所有者の方からしますと離農するとか、そういうときは別ですが、基本的には売りたくないという心理が働いております。それから、受ける方にしてみましても、北海道は売買でも半分くらい土地が動いているのですが、これは土地の価格が収益価格水準だからでございまして、都府県ですとこの売買価格が収益価格の4倍くらいですから、受け手の方もこの価格ではとてもではないけれども買えないということになります。

それから、この間に入る合理化法人の立場からしましても、買うということになりますと多額の買い取り資金が必要だ。それから、買ってみてもうまく農家に売れなければ、結局使えない農地がここにたまってしまうということで非常に消極的だった。確実に売れるめどがついているものだけを買うというのが従来の実態でございます。数字もそこに書いてございますように低調にとどまっておりますので、今回は貸借を基本にすることによって円滑に流れる仕掛けをうまく作っていきたいと考えております。

それから、左側の真ん中の欄ですけれども、従来は合理化法人に入れている予算は全国計で12億円にすぎません。合理化法人が農地を買い入れてから売り渡すまでのタイムラグの金利の部分だけを基本的に助成しておりまして、これではなかなか合理化法人も仕事になりませんので、今度は必要な予算はきちんと投入したいと考えております。

それから、一番下の「農地流動化の契機」でございますが、従来は個々の売り手と買い手の相対協議が整ったものがこの合理化法人に持ち込まれております。北海道ではそれなりの水準が動いておりますけれども、具体的には売り手、買い手の合意ができて、買い手は買うのだけれども代金がすぐに払えないので3年間待ってくれというケースで、3年間はこの合理化法人が買っておいて、3年後に買う農家の方に売り渡すという方式をとっております。

この方式ですと、相対協議ではマッチングに限界もありますし、それが整うのを待っていたら余り農地も動かないということになりますので、今度は先ほどから申し上げております地域の話し合いによります人・農地プラン、これと絡めておりますので、地域ぐるみでのマッチングが進むと考えております。

それから、次の9ページを御覧いただきますと、今回の中間受け皿を使った農地利用の 再編成がうまく進むためにはポイントは3つあると思っております。

まず1つは、地域における中間管理機構の活用機運、これがきちんと生まれて皆で使うというふうになっているということ。それから真ん中でございますが、具体的に個々の所有者の方、出し手の方から管理機構に対して農地の貸付けが行われるということ。それか

ら右側ですけれども、この管理機構から具体的な担い手にその土地の貸付けが行われる。 この3段階がきちんとワークをしませんと、今度のものは成果を上げることができないと 思っておりまして、法律の整備と合わせまして予算措置あるいは現場での話し合い、これ を組み合わせて成果を上げていきたいと考えております。

その観点で、一番左側の地域における活用機運の醸成ですが、その下を見ていただきますと「地域の取組みの促進」ということで、人・農地プランの話し合いの中で自分たちの地域は相当の農地を中間管理機構にまとまって貸しますよということに合意をしていただいた場合には、その地域に対して一定の助成金が出るような仕掛けを作ろうと思いまして、現在検討を進めております。

それから、真ん中の具体的な出し手から機構への貸付けの推進でございます。従来から 農地の出し手への補助金は出しておりますが、今回からは出し手から中間管理機構に貸す ときにその奨励金を出すという形でここを推進する。

それからもう一つ、右側でございます。これは法制度になりますけれども、中間管理機構の機能をきちんと整備をいたしますので、特に出し手の方から見ると公的なセクターなので安心して貸せる。確実に賃料も払ってもらえるし、耕作放棄地になったりすることもない。それから、農地の条件整備をやるときにも自分の負担を求められずに機構の方が基本的にやってくれる。こういうことで、出し手から機能への貸付けを推進していくということでございます。

それから、一番右側の機構から担い手への貸付けの部分ですけれども、これも機構の機能として公正に貸してもらえるということ。それから、特に区画を大きくしたり、条件をよくした上で貸してもらえるということ。それから、受け手が十分ないところは公募などでどんどんいろいろな人が参入できる体制を整えるということがございますので、こうやって担い手の貸付けを推進していく。

さらに右側は、受け手を育成する。これは担い手の融資制度もございますし、新規就農の補助金もございますが、こうやって受け手を育てていく。それから、受け手が実際に借りるときの助成金、これは現在もございますが、これもきちんと使っていくということで、トータルで法律制度の整備と、予算措置と、それから現場の話し合い、この3つを組み合わせて今回はこの10年間で本当に成果を上げるものにしたいと考えているところでございます。以上でございます。

○岡議長 ありがとうございました。

それでは、この後、20分から25分ほどの予定で意見交換、あるいは質疑応答という形にしたいと思います。

では、浦野委員、どうぞ。

○浦野委員 今、御説明をいただいた中で、まず前提となる農地のデータベース化の GIS の話ですが、まだ現実には4割ということですね。これでは、今から仕事を進めていく上で大変心もとないと思います。

これが今、農業委員会が中心になっているということは、予算の裏付けも市町村なのか。 もしそうであれば、この辺は国の予算も絡めた上でこの可視化、GIS 化を急がないとこの こと全体がうまくいかないと思いますので、そこのところをひとつ教えていただきたいと 思います。

それから、2つ目はこの新しい農地集積バンクといいますか、中間管理機構なのですけれども、人・農地プランと農業委員会との関係を何とか今のままやろうというところが見えておりまして、もう一回、一から考えることができないかということです。

例えば、人・農地プランですと、どうしても地域ということの中で解決策を求めてしまいがちになると思うのですけれども、そうではなくてやはり地域の人では思いつかないようなことも含めて今回のことが進んでいくと思うのですね。というのは、今まで地域の方々というのは主に所有ということがベースになっていたわけですけれども、今回の改革は貸借ということがベースです。ここが非常に大きな改善になると思うのです。

所有ということにこだわっているとなかなか事が進まなかったことを、貸借をベースに変えようという大きな発想の転換があるわけですから、そのためにも人・農地プランは大切ではありますけれども、そこだけにこだわっているといい知恵は出てこないと思いますので、そことの関係性を余りくっつけようというのではなくて、ある程度分離した部分も必要かと思います。

それから、農業委員会との関係は、今の制度だけ見ていくと、農業委員会は今後、主に 所有のことに関わって、賃貸のことは新しい中間管理機構というような整理もできるかと 思うのですけれども、もう一度この農業委員会そのものを見直すというお考えはあるのか、 ないのか。私は、個人的には少し農業委員会は今でも問題があると思っていまして、今回 の機会にその整理をしてみてはどうかということです。

それから、3つ目はこの新しい機構の運営委員会ですけれども、ここの公正・適正という部分の担保の仕方といいますか、非常に難しいところだと思うのですね。農地を担い手に集積していく。その中には企業も含まれますよということを今回、大いなる目標として点から面ということをおっしゃっているわけですから、この運営委員会というのはかなり私は第三者の役割が大きいと思いますので、積極的に第三者というものを活用して、今まで主体的にやってこられた方々だけでは気がつかなかったような部分での運用といいますか、そういうことが図れるように特段の御配慮をいただければと思います。以上です。

- ○岡議長 では、お願いします。
- 〇農林水産省(奥原局長) まず 1 点目でございますけれども、データベース、特に農地の台帳で電子地図まで落としたものでございますが、これの整備は本当に重要なことだと思っておりまして、現在は 4 割のところしか整備できておりません。

予算措置は、国の方から農業委員会に出している交付金でもって対応しているのですけれども、十分な予算の手当てになっておりません。ですから、今回この中間管理機構に絡めまして農地流動化の関係はいろいろ予算措置を再検討いたしますので、その中でこの農

地の地図等をきちんと整備できるように、必要な額は投入できるようにしたいと思っております。

それから、2点目で人・農地プランの関係でございますが、人・農地プランをやっている過程でいろいろなことが出てまいります。これをやる中で、受け手が足りないということが見えてきている市町村も相当ありまして、やはり放っておいたら外部から人を入れないとこの地域の農業はこれから回らないのだということもだんだん自覚をされるということもございまして、人・農地プランをベースにするのは一つの考え方と思っておりますが、これができていなくてもやらなければいけないところもやはりございます。

中には、人・農地プランの話し合いがうまくできなくて進んでいないのですけれども、 地域の中にかなり優良な農地がまとまって使われないでいるところがあって、隣の町の法 人経営の方がそこに目をつけて、その隣の市町村と話をしてまとまって借りたというよう なケースもありまして、人・農地プランだけにこだわることはなく、これは広くやってい きたいと考えております。

それから、農業委員会との関係でございますけれども、現在の農業委員会は我々も何も問題がないというわけではないと思っておりまして、特に担い手の農家の方から見て、アンケートや何かをやりますと、自分のところの農業委員会が積極的に仕事をしてくれないと言われているところも結構ございます。そういったところをどうやって改善するか。これも一つの大きなポイントだと思っておりますので、いずれ検討が必要だと思いますけれども、そこの議論をしておりますと中間受け皿の整備が非常におそくなります。我々といたしましては、今度の臨時国会に中間受け皿の法制度の整備はやりたいと思っておりますので、そこはとりあえず切り離した形で中間管理機構については整備を進めたいと考えているところでございます。

それから、3点目が運営委員会の話でございます。この機構がきちんと機能するためには、ここの運営委員会は非常に重要なポイントだと思っておりまして、とりあえず現在はこの地域のリーダーのような方と、それから第三者ということで書いてございますが、これの人数の組み合わせをどうするかとか、いろいろなポイントがあるかと思います。

確かに、第三者の目で新しい発想で仕事を進めていくということが非常に重要で、従来 もそれなりに進んできましたが、ペースを今回は上げなければいけません。そのためには、 外部の方のいろいろなアイデアをさらに吸収して、この機構が積極的に仕事ができるよう な環境をうまく作りたいと思っておりますので、いろいろ御指導もいただきながら検討さ せていただきたいと思います。

○岡議長 他にいかがでしょうか。

○大崎委員 今お話のあった運営委員会と、それから機構における運営委員会のことについて私からも少しお伺いしたいのですけれども、何となくさっきの御説明を伺っていますと、人・農地プランとこの中間管理機構が非常に密接につながっている。それはそのとおりだと思うのですけれども、そのためにこの運営委員会というのも人・農地プランを作る

人たちが運営委員会も作るというようなイメージで語られているような気が私はしたので す。

そうしますと、どうしても先ほどちょっとお話が出たような人・農地プランにはない、例えば隣の町から別の人が大規模に経営しようとして借りにくるというようなケースについての配慮が十分この中間管理機構の段階でできるのか、非常に私は不安に思いまして、むしろ人・農地プランの客観的妥当性を一種審査するみたいな形で、中間管理機構はあくまでも県単位で意思決定をしていくという方が、もしかすると現実的なのではないかと私は個人的に思いました。

それに関連してちょっと気になっていますのが、中間管理機構に出し手から出すためのいろいろなインセンティブをつける工夫をお考えになっているというのはすごくよく分かったのですが、他方でモラルハザードとでもいいますか、出し手からするとどんどん借りてくれて、圃場の整備までやってくれて、しかもこれは賃貸借ですから一定の期間がきたら戻ってくるという話になるわけです。

そうすると、立派に整備されたものが自分のところに返ってくるというような話になってしまいやしないか。それは非常に心配するところで、かつ現在の仕組みがうまくいかなかったというのは分からなくもないのですが、一方で現在の仕組みは買い取りであったためにそれだけ慎重に介入するか、しないかについての判断を県単位の法人がされていたと思うのですけれども、今度はいわばどんどん借りてしまえということにならないのか。その辺、対応策として何かお考えの点があったら是非教えていただきたいと思います。

○岡議長 お願いします。

○農林水産省(奥原局長) まず運営委員会の点でございますが、御指摘の点は我々もよく分かります。仲間うちだけで自分たちのいいようにやっているという印象を持たれますと、これはいいことになりませんし、そこのやり方につきましては細部はいろいろこれから検討するところがございますので、よく検討させていただきたいと思っております。

それから、出し手のインセンティブの部分でございますけれども、今回この基盤整備や何かをここがやるときに、基本的に所有者の方の負担なしにということを考えましたのは、特に農地の相続のケースが相当増えています。相対による農地の権利移動につきましては農地法の権利移動の許可制の対象ではなくなっていまして、相続の場合には自動的に権利が移ってしまいます。その結果、農地は所有しているのだけれども、農業と関係ないという方が実はかなり増えている。耕作放棄地を見ても半分ぐらいがそういう方の土地になっておりまして、その方々がこの基盤整備などをやるときに所有者の負担も必ずあるのですけれども、それを払ってもらえるかというと、それはほとんど期待ができない状況に実はなっています。

ここを、本人たち所有者が負担するのを待っていると、区画を大きくしたりすることもできなくなってしまう。これもどうかということがございます。こういう方であれば、例

えば1年貸して返ってくるなどという話ではなくて、もう10年、20年、あるいはその後 も延長してずっと貸すようなことになると思います。

我々は、全てについてこの基盤整備の金を投入しようと思っているわけではありませんので、一定の期間以上貸していただくことは当然、前提になると思います。そういう形で貸していただいて、他の方が担い手が使うという状況に協力をしていただいた場合、所有者の負担分については肩代わりするようなことを検討しておりますので、そこの歯止めはきちんとかけたいと考えております。

- ○岡議長 渡邉専門委員、どうぞ。
- ○渡邉専門委員 先ほどの運営委員会について、これから御検討されるということだったのですけれども、資料の4ページ目の「運営委員会」5の②というところを拝見していますと、「中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者等」と書いてあるのですが、この「等」について現在考えられていることがあれば、そこを教えていただきたいという質問です。
- 〇農林水産省(奥原局長) ここは、まだ現在検討中でございますが、法制局と全体の法制上の観点でいろいろと議論をしておりますけれども、例えば市町村長みたいなものは入れた方がいいのではないかとか、それから先ほどの4ページの上の4の(2)のところで、機構が農地利用配分計画を作ってこれを公告すると利用権が設定される。このときは、通常の農地法の権利移動の許可は要らないという形にしようと思っておりますが、通常の農地法3条の世界は農業委員会がそこの決定をすることになっております。そことの関係で、この運営委員会に農業委員会の関係者を入れる必要があるかどうかというのも実は法制局では議論になっておりますので、そこも一つの論点です。

ただ、これはまだ詰まっておりませんので、今日の御議論があればそれも踏まえてさら に検討したいと思います。

- ○岡議長 本間専門委員、どうぞ。
- ○本間専門委員 3ページの「農地の借入れ」のところの③ですが、「農地として利用することが著しく困難な場合等は、借入れを行わず」とありますが、この判断基準というか、著しく困難な場合とはどんな場合なのか。つまり耕作放棄地で誰も借りてくれないが出したいと思っている農家は結構いるわけです。そうすると、何でもかんでも相当ひどいところでも機構が引き受けてしまうのかという懸念がありまして、その場合、この「著しく困難な場合」というのをどう判断するのかという質問が1点です。

それからもう一つは、人・農地プランを活用することは結構だと思うのですが、これに 固執しているとは思っていませんけれども、そこだけを非常に重点化していくと、今ある 農家さんだけに担い手を絞ってしまうのではという懸念があります。実際にこれまでの 人・農地プランで実績といいますか、これまで策定されている市町村の数は御説明があり ましたけれども、その中でいわゆる農外から入ってこようとしている、あるいは既に入っ てきている会社が中心経営体として認定されているような事例があるかどうか。もし、お 手元に何か資料等がございましたら御紹介いただければと思います。

- ○岡議長 お願いします。
- 〇農林水産省(奥原局長) まず、耕作放棄地みたいなところをどこまで扱うかの判断基準でございますが、先ほどのデータ編の方の 20 ページをちょっと御覧いただけますでしょうか。

ここに耕作放棄地の面積が書いてございますけれども、この 20 ページの右側に「客観ベース」というのがございます。23 年の数字では荒廃農地合計で 27 万 8,000 ヘクタールで、この中を 14 万 8,000 ヘクタールと 13 万ヘクタールの 2 つに分けてあります。それで、この右側の方の再生利用が困難な 13 万ヘクタールは市町村と農業委員会が見ても、ここは農地としては使えないという判断をもうしているということです。だから、これはまず間違いなく受けないということになります。

ですが、この左側の 14 万 8,000 ヘクタールでも、中には今は農地として使えると言っているけれども、個々にこの機構が借りる段になって、よく見たらこれは難しいというケースが出てくることは当然あると思います。今度の機構は公的なところですから、場合によって県や市町村ともよく相談しながら、ここをどうするかはきちんと判断をしてもらう。こういうことになると思っております。使えない土地をどんどん借りるのは全く本意ではありませんので、それはきちんと防がなければいけないと思っております。

それからもう一点、人・農地プランですけれども、我々もこれだけに固執しているつもりは全然ないのですが、話し合いがやはり農地が動くためのベースですので、これがうまくいっているところはうまく使えばいいと思っているわけです。現在できている人・農地プランの中でも特に新規就農者、若い方でその地域に入る方はこの中の中心経営体に位置付けて、その地域を皆で盛り立てていくというふうにならないと給付金が出ない仕掛けになっています。

この中で位置付けられて24年度に新規就農で給付金をもらった人が6,000人ぐらいおりますので、そういう方々は人・農地プランの中に必ず入っています。それから、企業でもってリースで参入されているところがこのプランに入っているところもあると思います。ちょっと数は正確に分かりませんが、そこを排除することのないようにきちんとやっていく必要があると思っております。

- ○岡議長 林委員、どうぞ。
- ○林委員 ありがとうございます。今回の中間管理機構のプラン自体は大賛成であり、これが最後の策なのだろうとは思うのですけれども、やはりこれをやる以上は最悪のシナリオも考えて今回の取組をしなければいけないと思います。

その意味で、これまでの失敗が、例えば合理化法人の所有形態の場合には、受け皿から担い手が見つかるまでのタイムラグの利子、年 12 億円しか負担しなかったことが大きいということで、今度は予算をつけてということなのですが、もしかしたらそれはアメが足り

ないのではなく、アメだけでムチがなかったからかもしれないと思いますので、ムチの点も是非考えていただきたいというのが1点です。

それから2点目ですが、都道府県に第三セクターを作ることの必要性について、現場の 取組が重要であるということで必要性を御説明いただきましたけれども、結局のところ、 先ほど来伺いますと、それを都道府県の第三セクターから市町村に委託し、市町村はまた 第三者に再委託することもできることになっております。そうすると、結局、現場は委託 を受けているところがやるわけですから、ではそうなったときに県なり市町村なりの役割 分担はどうなるのかという点が疑問です。

それから3点目ですが、農業委員会について、農地法3条というのは昭和26年の農地改革のための占領下の立法のいわば遺物のようなものだと思います。当時の立法趣旨としての目的は達しているものであって、今回、新たに平成の農地改革をやろうというときに、また農業委員会の許可を必要とするというような、つまり、運営委員会の委員に農業委員会が入って、その承諾がないと進まないということになりますと、事実上、農地法3条の承諾を効かせているのと同じことになってしまいますので、そういうことがないような制度設計をお願いしたいと思います。

○農林水産省(奥原局長) まず1点目ですけれども、アメだけではなくてムチも必要ではないかというお話だったと思います。うまいムチができればそれも当然考えていかなければいけないと思いますが、今回この耕作放棄地のところについてはかなり強力にこの中間管理機構に貸すような方向へ誘導するようなことを規定しておりますし、最後はこの利用権の設定を知事の裁定でやることになっています。このプロセスも相当簡素化しますので、耕作放棄地についてはかなり強力に出させることができるのではないかと思います。それ以外の今も普通に使っている農地の分について、これをどこまでムチをかけるかはなかなか難しい問題で、これは引き続き考えさせていただきたいと思っております。

それから、県の第三セクターが本当に必要なのかというお話がございました。これまでのいろいろな仕事の経験で、やはり県が中心となってきちんと旗を振るのが一番現実的だろうというふうに我々は判断をしているのですけれども、特に法律でもってこの制度の大枠はきちんと国が決める。この中で県が相当裁量も持って、県の特性もいろいろありますので、市町村を巻き込んできちんとした運用をしていただく。

これをきちんとガラス張りにして、どのぐらいの金を投入して、どのぐらいの成果が上がったか。これを全て公表させる。その数字を見ながら国の方としては、その中のうまくいっている事例はきちんと紹介をして全国に横に広めていく。こういったプロセスをとるのが一番、効率的ではないかと考えております。

県と市町村の役割分担の話につきましては、県が司令塔になって市町村をうまく使うというのが基本だと思いますけれども、県と市町村の関係も現場、県によってかなり濃淡がございますので、現場が一番動きやすい役割分担をして進めていくということが必要かと考えているところでございます。

それから、農業委員会の件でございます。先ほど申し上げましたが、現在の農業委員会が全く問題ないと思っているわけではございませんので、これについてはさらに御議論いただきたいと思いますけれども、農業委員会の中にも濃淡がございまして、本当にきちんと仕事をして成果を上げているところもございます。

そういったところは大体、法人経営の方が農業委員になったりして、本当に地域のリーダーのような方が自分のところの話だけではなくて、地域全体にとってどうやったらうまくいくかということも考えながら、農業委員会の仕事をされているところがうまくいっているというのが私の印象でございますので、そういったところについてはやはりうまく活用していくのが効果的ではないか。

全て一から作り直してうまくやろうと思えば、これは相当な時間もかかりますので、活用できるところは活用したいと考えているところでございます。

- ○岡議長 北村専門委員、どうぞ。
- 〇北村専門委員 先ほど、相続の形で非農家の人が農地を持つというのは、現場でも非常に多くて連絡も非常に難しいというような現状にあるわけですけれども、今回の中で農地そのものは非常に公益性の高いものですので、これを全員で共有するということになると不必要な方が持っているということに対しては、かなりこの機構ができたら、それを処理してくださいというような場面が多く出てきた場合、非常に膨大な量が滞留する可能性があるように思います。

今の農村の現状から見ても、ではそれならばついでに買ってくださいというようなことがあった場合、その辺をどの程度で規制されていくのかというお考えはあるのでしょうか。 ○農林水産省(奥原局長) 基本的には、機構については当然予算の制約もありますし、 申し込みがあったからといって全てのところを借りるという話にはなりません。

ここにルールは書きましたので、こういったところは確実に受けないとか、受けたけれどもお返しをするとか、こういうルールはきちんとしますけれども、それ以外の部分はやはり優先順位をつけて、意味のあるところから借りていかなければしようがありませんし、予算もそこから重点的に使う必要が当然あると我々は思っております。

そういう意味では、人・農地プランがうまくできているとか、できていないけれどもここにはまとまった農地が空いているとか、そういうようなところを中心に機構の方からうまく働きかけて、市町村を巻き込んで誘導していくというのが一つの理想的なパターンだと思っております。

- ○岡議長 金丸委員、どうぞ。
- ○金丸委員 前段の数値を交えた局長の御説明の中で、我々全体として共有できると思うのは、先ほどおっしゃられました法人経営を増やさなければいけない。また、農地の流動化を推進しなければならない。それで、最後に面的集積も促進しなければいけない。という点です。

こういうお話だったわけでございますので、そうやって改めてこの制度設計の考え方を 読むと、今いろいろな議論が出たのですけれども、既に存在をしている組織があって、そ こにまた新たな組織を加えていくわけですね。そうすると、普通に考えても機能が重複す るかもしれないし、先ほど総理も攻めの農業でいくのだとおっしゃっているのですけれど も、国全体として、攻めの農業でいくぞと言ったときに、階層もあって何か伝言ゲームの ようにいろいろなところに行って、これは機動的に政策が実行できるのかというのが大い に心配になったところです。

特に、皆さんの懸念は、中間管理機構がどうあるべきかという話し合いをしようと思ったら、その中に運営委員会というのがど真ん中にできて、運営委員会のガバナンスと中間管理機構のガバナンスはどうなのか。その文章では、重要事項は運営委員会の議決を経なければいけないと言っているということは、相当権限は運営委員会にある。

そうすると、農地中間管理機構のここに、何という呼び名になるかは分かりませんが、 理事長なのか、ボスがいらっしゃったときに、このボスと運営委員会はどちらがどうなの か。そうすると、農地中間管理機構のボードメンバーは重要事項以外のことをやるという ことになるのではないかと読み取れるところもあるのですね。

また、運営委員会はさらに地域ごとに地域部会を設けることができると言っているので、 地域で地域部会に人材を輩出して、農業委員会にも輩出をして、そんなに人がいるのかな とか思うので、是非そこの組織は階層、ヒエラルキーをもっとシンプルにしていただきた い。

それから、重複機能もなくしていただきたいし、権限もどこにあって、責任もどこにあるのかというのも是非今後はっきりしていただきたいと思います。以上です。

- ○岡議長 コメントはありますか。
- 〇農林水産省(奥原局長) 御指摘の点はよく分かりましたので、さらにそういうことも 踏まえて検討を進めさせていただきたいと思います。

我々、運営委員会を考えたのは、公正にやっているということをきちんと見えるように するためにどうするかということで考えましたが、おっしゃるとおり、普通の役員と二重 構造になってかえってうまくいかないというおそれもあるかもしれませんので、ここは御 指摘の点を踏まえてよく検討させていただきます。

〇寺田副大臣 恐らくこの制度設計の考え方が法案骨子になるのでしょうけれども、多くの委員の先生方が御指摘のとおり、貸し手と借り手の取扱いがやや非対称でありますので、このままだと滞留リスク、モラルハザードが生じるおそれがあります。また、「予算がなくなったら打ちどめ」と言われましたけれども、これはやはり制度としてベターなものを組まないといけないわけですから、そこら辺はきちんと考えてより良い制度設計をしていただきたいと思います。

また、「人・農地プランの中心経営体」という言葉は法案から削除していただくと幸甚です。前回、5月30日の奥原さんのプレゼンにあったとおり、ニューカマーの促進がこの目的ですから。

- ○岡議長 コメントをいただけますか。
- 〇農林水産省(奥原局長) 中間管理機構に農地が長期にわたって滞留するようなことは 我々も避けなければいけないポイントだと思っておりますので、この点はさらに工夫をさ せていただきたいと思います。

それから、中心経営体の話がございましたけれども、やはり今、農業をやっていらっしゃる方、この中で大きい方がさらに発展するようにしていくということも今回の大きな目的だと我々は思っています。ニューカマーももちろん大事なのですけれども、この両方がきちんと組み合わさらなければ農業はよくなりません。ここの点は、考えなければいけないポイントだと思っております。

- ○岡議長 佐久間委員、どうぞ。
- ○佐久間委員 もう皆さん言われたので1点だけ、この農地中間管理機構を通じた農地の流動化だけになるような印象をやはり受けました。同機構を通じただけものではなくて、今でも所有権の移転というのが条件つきで許されているわけですから、そういうものと、あとは相対でのリースというのも場合によっては当然あり得る。今のお話、特に人・農地プランというのは法律にも位置付けられて非常にある意味ではよくできている。ただ、非常に緻密というか、包括的な仕組みになっていますので、普通の商業ベースというか、そういう相対、もしくは所有権で、特に先ほどのお話で北海道ではそういうものも随分あるということからすると、そういうものを妨げるようなものにならないようにしていただきたいと思います。

ただ、ここの運営委員会というのが農地利用配分計画を定めるとなると、やはりなかなかそこが動きにくいということになるのではないかという懸念を持ちます。以上です。
〇農林水産省(奥原局長) この中間管理機構の法制度を作っても、従来の個々の相対でもって売買をしたり、貸したりという世界はそのまま残りますので、それでうまくいくのであればそれは全然構わないわけです。そちらの方が財政コストもかからないわけですから、それでうまくいっているところはそのままやっていただければいいし、こちらの方がうまくいくところは使っていただくということですから、そういう意味ではダブルトラックで進めるということになると思います。

- ○岡議長 佐々木委員、どうぞ。
- ○佐々木委員 短い質問です。7ページの「農地台帳等の法定化」の①のところの「地図を作成し、磁気ディスクをもって調製の上、公表する」の意味を教えてください。
- ○農林水産省(奥原局長) これは、要するに電子地図まできちんと作るということです。 電子マップのところに、Aさんの耕作しているところはどこかというのは色分けでもって きちんと出てくる。これを磁気ディスクできちんと調製してという意味です。

- ○佐々木委員 ということは、ディスク上であってネット上には載らないということですか。
- ○農林水産省(奥原局長) 公表するところでネットに載ることになります。オープンに しますから。
- ○岡議長 まだ御意見はあろうかと思います。本件は大変重要なテーマでありますので、 農林水産省にはもう1回か2回、ヒアリングをお願いした方がいいのかなと思います。

私からも一言、この構想は素晴らしいと思います。平成21年の改正農地法で、リース方式であれば、民間企業もほぼ無条件で農業に参入できるようになり、私どもの住友商事もやっております。その場合のネックは何かと申しますと、農地の賃貸は個別相対ですから、なかなか手間隙がかかることと、農地の集積は進んだが飛び地になってしまうという、この2つが大変大きなネックなのです。したがって、新しい機構が農地を借り上げていただき、かつ集約してくれて貸し与えてくれたらこんないいことはないと思います。

農業を担う方については、既に地域地域で農業をやっている方々、それから新規の法人も含めた方が公平・公正にそのチャンスをいただけるような状態にしていただければ素晴らしいのではないかという思いがしております。

今日、いろいろな意見が出ましたので、農水省におかれては是非参考にしていただければと思いますが、また、この会議で機会を設けましたら、是非御協力の程お願いします。 本日はどうもありがとうございました。

- ○農林水産省(奥原局長) どうもありがとうございました。
- ○岡議長 それでは、議題3に移ります。

健康・医療ワーキング・グループより、革新的医薬品・医療機器の価格算定ルールについての検討を踏まえ、当会議としての意見を表明したい旨の御提案がありました。これから御審議いただき、取りまとまれば厚生労働省へ提言したいと思います。

それでは、座長の翁委員より御説明いただきます。

○翁委員 それでは、「革新的医薬品・医療機器の価格算定ルールに関する規制改革会議の意見(案)」につきまして御説明をさせていただきます。

資料3の1枚目には、7月31日第6回健康・医療ワーキング・グループにおきまして、 業界団体からのヒアリングと厚生労働省の議論を行ったということが記載してございます。 今般、ワーキング・グループとしての意見案がまとまりましたので、本会議にお諮りする というものでございます。

次のページから2枚が(案)でございます。一番上に書いてございますように、医薬品・ 医療機器につきましては、今後、画期的な治療法の開発が期待され、国民の健康長寿への 貢献や我が国の経済成長に資するなど、重要な産業分野だと認識しております。

しかしながら、現時点では医薬品・医療機器を合わせて約2兆円の輸入超過でございます。日本における医薬品・医療機器の研究開発及び増収を強力に後押しするということが求められていると思っております。

現在、厚生労働省の中央社会保険医療協議会、中医協というところで平成 26 年度の価格 改定に向けた検討が開始をされたところでございます。この検討に間に合うように、通常 の答申までのスケジュールとは別に、今回意見案をお諮りさせていただくということでご ざいます。

2番目の丸のところに書いてございますが、このテーマを検討するに当たりましてワーキング・グループとして重視した点を3つ書いてございます。1つ目が、「有効な医薬品・医療機器をいち早く国民に届ける」。2番目が、「我が国の医療分野で国際競争力を高める」。3番目に「保険財政の適正化を図る」ということでございまして、この3つの観点のバランスが重要であるということを指摘しております。

具体的な改革事項といたしましては、日本における革新的医薬品・医療機器の研究開発 及び先行上市を促進するため、大きく3つの事項を求めてございます。

まず第1でございますけれども、イノベーションの評価方法についてでございます。現在の価格算定方法は、革新的な医薬品・医療機器を開発してもその評価が十分とは言えないというふうに認識しております。企業の戦略として、そのため海外で先に承認を得て高い価格をつけた上で、遅れて国内で上市するという傾向がございます。我が国初の製品が国民にいち早く届けられるように、患者の生活の質、QOLといいますけれども、こういった QOL の改善効果とか、医薬品・医療機器が持つ価値そのものを適正に算定できるような制度へ改革をしていくことが重要だということを求めております。

合わせて、日本で研究開発された製品を適切に評価するということとか、特に革新的な 医薬品・医療機器に適用される原価計算方式という方式がございますが、これにおいて革 新性の評価制度を充実させるというようなことを求めております。

次のページでございますが、「価格予見性の向上」ということについても求めております。現在は、薬事承認を受けた後で価格が設定されますけれども、企業が想定していた価格とのギャップが大きいということでございまして、治験費用を含めて多額の開発費用を投資したにもかかわらず、承認を得ても事業として成り立たないというケースがございます。治験を開始するような段階に至ったときには、価格算定を行う組織と事前に相談できる制度を設けて、厚生労働省と企業との間の価格をめぐる認識のギャップを埋めることで、その後の事業計画を立てやすくするということを目指しているというものでございます。

第3に、新たな治療方法として注目される再生医療等製品についてコメントをしております。この再生医療等製品につきましては、これまで上市された数を見ますと、韓国は14であるのに対しまして日本はわずかに2例にとどまっております。このため、薬事法改正において新設されます「条件及び期限付承認」というものがございますが、これにおきまして、まず保険外併用療養費制度の活用が想定されるところでございますけれども、さらに再生医療製品については普及を一層促進するという観点から、暫定的に保険適用するなどの措置を講じるというようなことを求めているという点でございます。

次に、「保険財政の適正化」という観点からは、特に後発医薬品が市場に出た場合の長期収載品、それまでに出ていたブランド品のことですが、長期収載品の価格の引き下げと、 それから後発医薬品の普及品というものを求めているということでございます。

特に2ポツ目のところですが、高額療養費制度が適用される場合は患者が負担する医療費が一定になってしまいますので、安い後発医薬品を使用するインセンティブが失われてしまうということがございます。この場合の対策を講じるということで、後発医薬品の選択を促す措置を考えて講じるべきではないかということを提言しております。

こういった内容で、これらの改革事項が平成26年度の価格改定において実現されるように、厚生労働省に求めていきたいと考えております。御審議をいただきまして、決定をいただければと考えております。よろしくお願いいたします。

- ○岡議長 それでは、ただいまの翁座長からの御提案につきましての質疑応答を始めます。 寺田副大臣、どうぞ。
- ○寺田副大臣 大変素晴らしい御提案だと思います。

具体のプライシングのやり方として、ヤードスティックとか、先ほど言われたコスト計算、あとは類似比較方式などがありますけれども、将来の革新性の評価のやり方、これはかなり具体の反映は技術的に難しい面もあろうかと思います。一定のR&Dをサンクコストとして、残りを現在価値に引き戻す数式などあるようでありますが、その点についてのお考えと、あとは保険財政の機能ですね。保険者機能の発揮とも絡みますが、革新的なものがあって非常に将来のコストダウンにつながる。これも是非プライシングに反映させるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○翁委員 ありがとうございます。おっしゃるとおり、このイノベーションの評価方法というのはまだ定まったものはございません。ただ、海外の制度では様々な医薬や医療機器の革新性を評価しようという試みがございます。

特に具体的にここに記載しておりますのは、患者の QOL の向上効果をどう図っていくかというところの客観的な指標を、今正に中医協の方でも研究をしているところでございますけれども、やはり国際水準並みにそういったものをもっと開発して、その価値を評価するということを考えていく必要がある。

それと同時に、ここで記載しておりますように、そういった新薬や医療機器が出ることによって、医療の費用全体にどういう影響を与えるのかということも極めて重要な視点でございますので、こういった特に2点を強調する形で革新性を評価するという制度を、より研究して、早くそういった評価ができるようにしていくということを提言しているということでございます。

様々なものがございまして、まだこれだという決め手があるものではございませんが、 例えばイギリスなどではそういった QOL とか、ここにあります「質調整生存年」、こうい ったものを活用してやっているということを例示させていただいております。 それから、保険財政の適正化ということに関しましては非常に重要な御指摘をいただい たと思っております。

ただ、この保険財政の適正化というのは、後発医薬品の普及のためにはいろいろな手法があると思っておりまして、保険者機能を強化するというのも非常に重要な視点だと思いますけれども、その他にももっと医療機関にそれを促進させるような、例えば高額療養費を使う場合でも、具体的には特にこの上には記載しておりませんが、なぜこれを使うのか。なぜ後発医薬品ではなく長期収載品の方を使うのかということの説明責任を求めるというようなこともあると思いますし、場合によっては高額療養費の方などに関しましては、その差額を負担してもらうというような考え方もあると思います。そういうようないろいろな制度の中で考えております。

それで、保険財政の適正化ということに関しまして、保険者機能を強化するということに関しましては今、私どものワーキングの方でもまたいろいろな議論をしておりまして、 そちらの方でも総合的な取組として取り上げていきたいとは考えております。

○寺田副大臣 おっしゃるとおりだと思うのですけれども、この2ポツの書き方がジェネリックの話だけに特化されていて、正に先進的革新的なデバイスラグ、ドラッグラグの解消の観点の反映というか、それが記述上見えないもので、どこで読めるかということなのですが。

○翁委員 2ポツのところに関しましては、むしろ保険財政の適正化の方に重点を置いた書き方をしておりまして、デバイスラグとドラッグラグの話は前半の方に、イノベーションを評価するということ自体、そして先行上市を日本で促していくということ自体がそれにつながるものの一つであるという考え方で前半の方に集中して書いているということで、後半はそればかりやると価格引き上げではないかと疑われるかと思って、保険財政の方も配慮して考えているということで2の方で書いているということでございます。

〇寺田副大臣 そうであれば、1の方でプライシングを考慮する一つの要素として今、座長が言われたその革新性とか、先行性とか、研究開発の優秀性に加えて財政の寄与、財政面での寄与というのをプライシングの一要素に考慮することはもちろんできると思うのですが、いかがでしょうか。

○翁委員 では、少しそこの記載を検討させていただいてよろしいでしょうか。そういう 方向で文案を考えたいと思います。

○岡議長 林委員、どうぞ。

○林委員 今のところですが、1.の(1)の最初のポツの括弧書きで書いている「質調整生存年」等」という「等」には、今、副大臣が御指摘になったような費用効果や効用の評価の考え方であったり、各種専門的な基準があるようでして、その中で実際に英国で使われているという「質調整生存年」というのをここで例に挙げたまででございまして、当然その経済的な部分は入ってくると思います。

○寺田副大臣 QOLというと普通ベネフィットのサイドだけ、QOLの記述の中の括弧書きですので、QOLだと必ずしも保険財政は含まれないと思うのですが、その「等」で読めるという御理解でしょうか。

○翁委員 コストの観点というのは、「実質的な医療・介護費用の削減効果」というところに入れ込んだつもりではございます。

本来であれば、正におっしゃるとおりコストベネフィットで考えますので、その客観的なコストの増分に対してベネフィットの増分がどれぐらいあるかということがその尺度でございます。本来はそういうふうに書くことも検討したのですけれども、より分かりやすく、ベネフィットはこの「質調整生存年」等のどのぐらい QOL が患者にとってメリットがあるかということを前半に書き、後半についてはそのコストということで、実質的なプラス面というか、削減だけではなくて増分もあるわけでございますので、「実質的な医療・介護費用の削減効果の数値化」というのを書かせていただいたのですが、分かりにくいですか。

- ○寺田副大臣 他の先生方が読めればいいのですけれども、大丈夫でしょうか。
- ○翁委員 いかがでしょうか。
- 〇森下委員 ちょっと分かりにくいですね。もう少しストレートに書いた方がよろしいかもしれませんね。

それに絡んでですが、今のお話はやはり副大臣が言われるようにもうちょっと分かりやすい方がいいかなという気がします。 1. の (1) の「イノベーションの評価方法の見直し」という表現も余り積極的ではないという感じで、どちらかというと見直しというのは後ろ向きな印象を受けなくもないので、これはイノベーションの評価方法がなかったところをむしろ新規につけ加えるべきだということなので、もう少し前向きな表現に1つは変えた方がいいんではないかと思います。

それから、同じ流れの中で、「原価計算方式において、革新性の評価を一層充実させるべきである」というところはいいのですが、その次のところは、原価をよりきめ細かく反映させるということで、どちらかというとこれは加算ではなくて現行の制度をもう少し緻密に運用しましょうという話なので、できれば章立てというか、ポツをもう一個つけ加えるのがいいのではないかと思います。

同じ文面にあると、革新性の評価そのものが原価をよりきめ細かく反映するというふうに読めなくもないので、もう少しその革新性というものをきちんと評価するのだということで、意味としてはイノベーション創出加算というようなものを作るという意味だと思うのですけれども、そこまではっきり書けないのであれば、そこは文章を分けて分かりやすく革新性の評価を行うのだというところにした方がいいのではないかと思います。

それで、一層充実というか、現在、革新性の評価がないので、そういう意味では新設になるのではないかとも思うのですけれども。

- ○翁委員 一応、営業利益率に反映する制度はあるので、それでは「一層」というのはやめて「より」というふうにしましょう。
- ○森下委員 ただ、営業利益率とイノベーションはちょっと違うような気も私はしないで もないので。
- ○翁委員 もちろんそうなのです。類似薬効方式の方はあるのですけれども、こちらは全くまだ充実していないので、より充実させるべきである。
- ○森下委員 もうちょっと分かりやすく、そこの評価のポイントをはっきり出した方がいいかと思います。
- ○翁委員 それでは、今の点は(1)は「イノベーションの評価方法の積極化」というふうにしまして、3つ目のところは「革新性の評価をより充実させる」にして、次にポツにして、「また」を取って「製品ごとの開発経緯」といたします。

先ほどの案文を。

- ○大熊参事官 事務局です。寺田副大臣の御指摘に伴う修正の案ですけれども、1ポツの 4行目、「介護費用の削減効果」の後に「(保険財政への寄与を含む)」と入れてはどう でしょうか。
- ○岡議長 その後の文章は同じですね。

どうですか、翁委員。それでいいですか。保険財政に寄与するものというのはここだけなのですか。

- ○翁委員 保険財政への寄与というのは、この提言の中では、正にここでコストと比較した上での効果はどうかを考えていくということで1つ言おうとしておりますことと、あとは後段の後発薬品のところでございます。
- ○岡議長 今の事務局の案でよろしいですか。
- ○

 今田副大臣 数値化はいいのですけれども、プライシングへの反映はそれで読めますか。
- ○翁委員 数値化を検討し、それが医薬品・医療機器が持つ価値を反映できるよう、価格 算定ルールを改善すべきである。

もう一回読んでみますので、御検討いただければと思います。「実質的な医療・介護費 用の削減効果(保険財政への寄与)の数値化を検討し」。

- ○舘次長 「(保険財政への寄与を含む)」です。
- ○翁委員 「(保険財政への寄与を含む)の数値化を検討し、医薬品・医療機器が持つ価値を反映させる価格算定ルールに改善すべきである。」ということでいかがでしょうか。
- ○寺田副大臣 「それが」があった方がいいのではないですか。主語がないので。
- ○翁委員 もう一回いきますと、「「質調整生存率」等)や実質的な医療・介護費用の削減効果(保険財政への寄与を含む)の数値化を検討し、それが医薬品・医療機器が持つ価値に反映される価格算定ルールに改善すべきである。」で、いかがでしょうか。
- ○岡議長 今のでよろしいですか。表題も「イノベーションの評価方法の見直し」から先 ほど森下委員が言われたように変えるということですね。

- ○翁委員 「イノベーションの評価の積極化」ですね。 それで、ポツのところはあと2つあります。ありがとうございます。
- ○岡議長 他はいかがでしょうか。 どうぞ。林委員。

○林委員 2.の「保険財政の適正化」のところですが、現状は先ほども翁座長から御説明があったとおり、保険財政の適正化を図るという大きな目的のために、後発医薬品の普及をはかることとし、そのために後発医薬品の薬価を原則として長期収載品の7割にフィックスし長期収載品の高値を維持しています。しかし、本来は、先発品として革新性加算されているものが、後発品が出たときまで、つまり特許期間も満了して出願から20年以上も経っているようなものまでが革新性の評価を維持したままであるというのは事実上もおかしいし、また保険財政の適正化のためにやっている制度なのに逆転状況になっている。

実際、後発医薬品というものは先発品と有効成分同一で同一効能であるということで承認されているものなのですね。それにもかかわらず、患者が先発品を使うということは、いわば先発品のブランドを信頼して選択するということになるわけでして、そのブランド選択分については自己負担するということになれば、そこで患者が後発医薬品を選択するというインセンティブが働くのではないかと思うのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。そこまで書き込めるかということですが。

- ○岡議長 今の林委員の御提案についていかがでしょうか。
- ○森下委員 でも、それは保険制度自体に関わる話ので全く話が変わってしまうと思いま す。それは、自己負担になるわけでしょう。
- ○林委員 違います。差額分のことを言っているわけです。

皆保険の趣旨をどう考えるかは今期の優先テーマにも関わると思うのですが、皆保険の レベルについて、給食費で賄えるのは学校給食までで、高級料理店のディナーまでは無理 だよということをどこかで言わなければいけない時代だと思います。

そういう意味で、そこの精神論でこういうことを議論すべきではないと思いますが。

- ○大崎委員 林委員のおっしゃることも分かるのです。そういう御意見があるということは分かるのですが、当面、これは要するに薬価改定に向けて早くこれを出さなければいけないということを考えると、余り議論が尽くされていないことを書き込んでしまうのは問題ではないかと思うので、私はこの保険財政の適正化についての項目は現在の表現でいいのではないかと思うのですが、どんなものでしょうか。
- ○岡議長 私もこの部分については事務局と議論したのですが、今回我々が出そうとしている意見は、「患者による後発医薬品の選択を促す措置等を講じるべきである。」ということで、「こうしてください」という中身には触れずに、この趣旨を活かすような措置を厚生労働省の方で考えてくださいということを言っているわけですね。

ですから、先ほど林委員のおっしゃったことはひとつの「提案」になると思うので、今回はそこまで踏み込まないということでワーキング・グループの見解がまとまったという ふうに私は了解していますので、これはこれでよろしいのではないかと思います。

どうぞ、松村委員。

○松村委員 全くおっしゃるとおりだと思います。ここは反映しなくても、林委員も既に納得されていると思います。私は林委員のご提案は将来考えるべき重要な提案だと思いますし、内容も支持します。しかし、今回はここに入れないというのももっともだと思います。それは大議論になる話ですから、今後ワーキング等で議論して下さい。

○岡議長 御指摘のとおりです。要は、そういう課題を我々も認識しているけれども、今日意見を出すにはまだ議論が十分でない。正にこれからワーキング・グループで十分議論していただくテーマだという整理で、今日のこの薬価の部分についてはここでとどめておくが、決してそちらの議論を我々がしないということでもないということを再確認しておきたいと思います。

他はよろしいですか。

○金丸委員 医療ワーキング・グループのメンバーでいてこういうことを申し上げるのは あれですが、今のジェネリックのところの話は、これまで厚生労働省の主張はこういうこ とをやるとジェネリック会社は潰れますよというのをずっと主張していたと思うのですけ れども、そこはいいのですね。

それと、我々の専門委員のある委員の方も、高くても要するに保険なのだからブランド 品を選ぶというのが患者さんの場合で、だから患者さんにだけこれを開示したところで、 別にそれは高い方でいいですということになるので、保険財政の適正化というタイトルと 内容は必ずしもあってるのかどうか。

そうすると、さっき冒頭で寺田副大臣が指摘されたように、例えば企業、健保だと保険組合が社員と社員の家族など保険者の皆さんにこのジェネリックの採用について働きかけをしたりしていかないと駄目なので、それはどこかに回付すべきである。それで、保険者機能の強化とか一言入れておいた方がいい気もするのですが、今回は医薬品と医療機器のことにのみ我々が見解を示すというのであれば、今、私が申し上げたことはまた別途にするかということです。

○翁委員 ありがとうございます。

1点目の点は、ジェネリックと同じ水準まで下げてしまうと、もう駄目になってしまうということなので、ただ、やはり保険財政上はもっと引き下げた方がいいだろうということです。

その価格差について、ジェネリックの普及を促すことと同時に、その価格差をもう少し 小さくすることを検討して欲しいという提言にしているということで、保険財政を考えな がらもジェネリック会社が一遍に潰れるというようなことまでは全然想定していなくて、 そこがうまく広がっていくような措置を同時にとって欲しいということを考えております。 保険者機能ということについては大事な論点で、ICT 化のところでも議論しているので、価格も一つの重要なジェネリックを普及するツールだと思っているのですが、多岐にわたるいろいろなやり方もございますし、また一方で ICT 化の方の最大のテーマのひとつが保険者機能の強化でございますので、そちらの方で議論しようかと思って書いていないということでございます。

○大熊参事官 1つよろしいですか。

今、金丸委員から重要な御指摘をいただいて、ちょうど保険者機能が生かせる文章が 2. の1つ目のポツの 2 行目から 3 行目で、「後発医薬品の普及に向けた取組み」というのが書いてあるので、例えば「後発医薬品の普及に向けた保険者機能の強化等の取組みと合わせて」というような感じで入れ込んではどうでしょうか。

- ○翁委員 もし皆様がそれを入れた方がいいということであれば私は全然構わないのですが、いろいろなやり方があると思うのですけれども、特にどうでしょうか。反対の方がいらっしゃったら。
- ○岡議長 もう一回、言ってください。
- ○大熊参事官 「後発医薬品の普及に向けた保険者機能の強化等の取組みと合わせて」。
- ○翁委員 ただ、私としては厚生労働省に求めたいというところがまずありまして、6割を目指しているにもかかわらず44パーセントというところなので、保険者は保険者でやらなければいけないのですけれども、厚生労働省にもっと真剣に取り組んで欲しいという趣旨で、特に書いていないということではございます。
- ○森下委員 私も翁座長の意見に賛成で、これはタイトルが価格算定ルールなので、そこに保険者機能の話を入れてしまうと何か話がおかしくなってしまうのではないか。むしろ金丸委員が言われたように、別途一回そこは議論をして、きちんとそれはそれで別の形で取りまとめた方がすっきりするのではないかという気がいたします。

先ほどの林委員のお話なども含めて、全体的にやはり議論を尽くさないと、ちょっとここで唐突に他の話が入ってくるというのはかえって整合性がとりにくくなるのではないかという気がしますので、ここはむしろ翁委員が言われたように中医協の中の議論に対しての提言ということですので、今の文章の方がかえって分かりやすいのではないかという気がいたします。

むしろ中医協側で少し考えてくれという意味だと理解しておりますが、翁委員、そうい う意味ですね。

- ○翁委員 そうです。私はそう思いますし、是非副大臣もおっしゃっているのでいかがで ございましょうか。
- ○寺田副大臣 今おっしゃるとおりかと思いますけれども、ただ、保険者の立場からプライシングに対して物申すことはあっていいと思うのです。

もちろん、これはプライシングの価格算定ルールの紙ですから価格算定ルールでいいのですが、保険者の立場から、保険財政の適正化の観点からこういうジェネリックと長期収

載品の価格差はこうあるべきという意見は当然あるわけです。したがって、そこは林委員が言われたように、その差をどんどん縮めていくというのも一つの考え方だし、後発医薬品普及の観点から逆に一定の差分があった方がいいという意見ももちろんあるわけですけれども、保険者の立場によってプライシングは十分物申すべき立場ですから、もちろん厚生労働省、中医協に対してその取組をプッシュするとともに、保険者もそうしたことについて物申すべきであるというのは価格算定ルールの紙として正しいのではないでしょうか。〇森下委員 副大臣の趣旨は非常によく分かるのですけれども、具体的な文書が思いつかなくて、どういう形で入れるのがいいのか。

- ○翁委員 ですから、「後発医薬品の普及に向けた保険者機能の強化等の取組みと合わせて」とか、そんな感じでしょうか。
- ○森下委員 「取組みや保険者機能の強化等と合わせて」と、「や」でつないだ方がいい のではないでしょうか。これを中に入れてしまうと、それだけのように見てしまうので。
- ○翁委員 分かりました。「取組みや保険者機構の強化等の取組みと合わせて」ということで、私もそれがいいと思いますけれども、それでよろしいですか。
- ○岡議長 それでは、今の文案で取りまとめをしてください。
- ○大熊参事官 では、申し上げます。「後発医薬品の普及に向けた取組みや保険者機能の 強化等の取組みと合わせて総合的に検討すべきである」。
- ○岡議長 よろしいですか。それでは、今の文案をもって当会議の意見として厚生労働省 に提示することとしたいと思います。

それでは、次に議題の4に移ります。「規制改革ホットライン」について、事務局から の説明をお願いします。

○中原参事官 それでは、資料4-1を御覧いただければと思います。

まず、前回の資料の改定をしたところに赤字で3.の(3)、それから(6)の①というものを加えてございます。

(3)の趣旨につきましては、ホットライン対策チームは、所管省庁から回答がない場合においても早急に検討が要すると認められる事項については、所管省庁の回答を待たずに検討に着手する旨を規制改革会議に報告する旨を記載しております。

それから、(6) ①としましては、所管省庁の検討結果につきまして対応不可とされているものについては、本来それが妥当かどうかという精査が必要なものであると思いますけれども、一方では現行対応制度でも対応可能というようにいち早く知らせるべきものもあると考えられます。したがって、検討結果を取りまとめ次第、内閣府ホームページに速やかにそれを公表するということを記載させていただいてございます。

資料 4-2 は、規制改革ホットラインの処理状況でございます。 8 月 1 日までに所管省庁に検討要請を行った 459 件につきまして、座長の了承を得て分類をしたものでございます。今回、御報告する件数が多くございましたので、余りにも分厚くなりますことから、座長と御相談し、提案事項名のみを資料としてお配りしておりますけれども、具体的な提

案内容はホームページに掲載させていただきたいと思います。事務局に御一報いただければ、印刷したものもお送りさせていただきます。

それから、資料の4-3でございますけれども、「規制改革ホットライン」の集中受付の実施についてでございます。通常のホームページによる周知方法に加えまして、あらゆる機会を活用して積極的に周知活動を行い、さらに国民の皆様や企業の皆様から多くの提案をいただくことを目的として、10月に「規制改革ホットライン」の集中受付を実施したいと考えているところでございます。以上でございます。

○岡議長 ありがとうございました。

ただいまの説明に対して御意見、御質問はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、「規制改革ホットライン」につきましては、ただいまの説明のように進めて きたいと思います。集中受付も 10 月に行われるということで、御了解いただいたというこ とにさせていただきます。

次に、議題5に移ります。まず、各ワーキング・グループ等の構成員について事務局から説明願います。

○中原参事官 資料 5-1 をまず開いていただければと存じます。 1 枚めくっていただきまして、別紙に各ワーキング・グループの構成員を記載させていただいてございます。

それから、5-2としまして、ホットライン対策チームの構成員を記載させていただいているところでございます。以上でございます。

- ○岡議長 次に、ワーキング・グループの運営について事務局から説明願います。
- ○中原参事官 資料5-1の1ページ目を御覧いただければと存じます。

基本的に、これまでのワーキング・グループの運営を踏襲しておりまして、変更させていただいておりますのは、創業等・IT ワーキング・グループを創業・IT 等ワーキング・グループとしておりますこと、農業ワーキング・グループ、貿易・投資等ワーキング・グループを加えておりますこと、それから、2の(2)を座長及び座長代理を置くとさせていただいている点でございます。以上でございます。

- ○岡議長 ただいまの説明について、何か御意見がございましたらお願いします。 翁委員、どうぞ。
- ○翁委員 質問なのですけれども、従来活動してきた保育チームというのは第二クールではどうなるのかということを聞かれるのですけれども、その存在自体を対外的にどういうふうに説明すればよろしいのかです。
- ○岡議長 皆さんと議論をした経緯はございませんが、私の理解というのも何ですけれども、保育チームを作りましたのは、前期の最優先案件の一つとしての保育を集中討議するためにチームを編成する必要があるという判断から、極めてアドホックに作ったチームという位置付けにしておりまして、一応、我々の当時でいう見解を出したので、所期の目的を達成したと、一旦私はそう整理したのです。

ですから、今日決まりました最優先案件の一つに保育と関連する項目がございますから、 もう一度そのようなチームを立ち上げた方がいいという御意見があれば検討したらとは思 いますけれども、いかがでしょうか。

○翁委員 私は、チームという形には捉われないのですけれども、やはり保育というのはとても大事な分野だと思っているので、保育はここでやっているのです。または、本会議全体ということでもいいと思うのですけれども、引き続き厚生労働省の動きをきちんとフォローアップもしているし、またさらなる改革についても提言していくという姿勢でいる必要があると思っておりますので、体制としてはこういうふうにやるのだということがきちんと外に説明できるようにしておく必要があるということだけでございます。

○大田議長代理 保育は、そういう形であれば健康・医療WGで担当していただくのがいいのではないでしょうか。健康・医療・介護・保育になってしまうので大変なのですけれども、形としてはそういうことだと思うのです。

○岡議長 保育に関するテーマが出てきたら、この会議としては、健康・医療ワーキング・ グループでまずはやっていただくことになると思います。

○翁委員 わかりました。そのときは、また大田座長代理や、あとは佐々木委員と安念委員などの旧保育チームのメンバーにもご参加していただくということでやらせていただく ことにいたします。

○岡議長 では、そういう形で対外的にも保育はどうしたのですかという質問があった場合には、先ほど私が説明したことに加えて、今期は健康・医療のワーキング・グループの中でフォローしていきますと、このようにしたいと思います。

では、佐々木委員どうぞ。

- ○佐々木委員 私がここで聞くのも変なのですが、雇用・労働ワーキング・グループだったのが雇用ワーキング・グループになった理由を一度もここでは説明されていなかったと思ったのですが、ちょっと教えていただけますか。
- ○中原参事官 私の記憶では、もともと雇用ワーキング・グループだったかと存じます。 ○岡議長 他はいかがですか。よろしいですか。

それでは、これで各ワーキング・グループの構成メンバーも決まりましたので、早速各ワーキング・グループに動いていただくことになります。次回本会議は9月12日を予定しておりますが、それまでに、各ワーキング・グループの検討項目に関するワーキング・グループとしてのアイデアを取りまとめていただき、次回の会議で御報告をお願いします。12日の会議では、その御報告を受けて議論を行い、各ワーキング・グループの検討事項を決定するという進め方を考えておりますので、ひとつ宜しくお願いいたします。

以上でございますが、事務局から何かございますか。

〇中原参事官 次回の会議は、9月12日に開催予定させていただいております。詳細はまた改めて御連絡申し上げますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○岡議長 以上で本日の全ての議事が終わりました。若干時間をオーバーいたしましたけれども、皆さんお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。 また、大臣も長時間ありがとうございました。

最後に、既に事務局から御連絡済みですが、本日この後、定例の記者会見に加え、BSフジの『プライムニュース(夜 8 時~10 時)』に私と安念委員とで、規制改革会議のPRの場と位置付けて、精一杯やってまいりますので、事前報告をさせていただきます。

それでは、以上で会議を終了いたします。